

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社ビズスタッフコミュニケーションズと労働者の過半数を代表する従業員は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

(労使協定の対象となる派遣労働者の範囲)

第1条 本協定は、派遣先で別表1に掲げる業務に従事する派遣従業員に適用する。

- 2 派遣従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- 3 派遣従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

(賃金の構成)

第2条 派遣従業員の賃金は、基本給、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び退職手当とする。

(賃金の決定方法)

第3条 派遣従業員の基本給の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たす別添2に、対象従業員が勤務する派遣先の事業所所在地に対応する別添3の地域指数を乗じたものとする。

- (1) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和元年7月8日職発0708第2号 令和2年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金の額」等について」(以下「通達」という。)に定める別添2「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額」に掲げている中分類の業務とする。
- (2) (1)で確認した金額に対して、派遣従業員が勤務する派遣先の事業所所在地から別添3「職業安定業務統計による地域指数」を確認しその地域指数を乗じる。
- (3) 通勤手当は、正社員就業規則賃金規定第15条に準じて、通勤に要する実費に相当する額を支給する。但し、上限を1月あたり20,000円とする。
- (4) 派遣従業員の退職手当は「退職金時給上乘せ方式」で支給する。局長通達の対時給退職費用率6%を時給に乗算することで退職費用を算出する。

第4条 派遣従業員の基本給は、派遣先で従事する業務に、次の各号に掲げる基準等を考慮の上決定する。

- (1) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
- (2) 別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次の通りとする。
Dランク(0年)、Cランク(3年)、Bランク(5年)、Aランク(10年)を適用する。
- (3) 対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、1年に1回賃金を上乘せする。
また、より高い内容の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、正社員就業規則賃金規定第16条に準じて、法律の定めに従って支給する。

(賃金の決定に当たっての評価)

第6条 基本給の決定は、1年に1回行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は与えられた職務と責任に対する遂行実績、実務経験を職務遂行基準に照らし、第4条第3項の昇給の範囲を決定する。

(賃金以外の待遇)

第7条 教育訓練(次条に定めるものを除く。)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とし、正社員就業規則第16条の規定を準用する。

(教育訓練)

第8条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「教育訓練実施計画」に基づき実施する。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間とする。

令和2年3月10日

株式会社ビズスタッフコミュニケーション
代表取締役 添川嘉



従業員代表

高橋 和雄

